



平成25年2月25日

各位

会社名	近畿日本鉄道株式会社
代表者名	取締役社長 小林 哲也
コード番号	9041
上場取引所	東京・大阪・名古屋（第1部）
問合せ先	総合戦略室経営戦略部長 山口 裕史
T E L	(06) 6775-3424

近鉄グループタクシー事業の再編（会社分割（新設分割）による中間持株会社設立、株式交換及び会社分割（吸収分割）に関するお知らせ

近畿日本鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、会社分割（以下「本新設分割」といいます。）の方法により、平成25年4月25日を効力発生日として中間持株会社「近鉄タクシーホールディングス株式会社」（以下「中間持株会社」といいます。）を設立することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、同取締役会において、平成25年7月25日を効力発生日として、当社を完全親会社とし、北交大和タクシー株式会社（以下「北交大和タクシー」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行った後、平成25年7月31日を効力発生日として、北交大和タクシー株式を中間持株会社に承継する会社分割（以下「本吸収分割」といいます。）と、本新設分割及び本株式交換とあわせて「本タクシー事業再編」といいます。）を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新設分割につきましては、当社を分割会社とする単独新設分割であること、本株式交換につきましては、北交大和タクシーの直前事業年度の末日における総資産の額が当社の直前事業年度の末日における純資産額の10%未満、かつ、北交大和タクシーの直前事業年度の売上高が当社の直前事業年度の売上高の3%未満であると見込まれる株式交換であること、本吸収分割につきましては、100%子会社に事業部門を承継させる会社分割であることから、それぞれ開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

I. 本タクシー事業再編について

1. 本タクシー事業再編の目的

当社では、平成22年に「近鉄グループ経営計画（平成22年度～平成26年度）」を策定し、当社グループの企業価値向上に向け「戦略機能と管理機能を強化し、グループの総合力を高める施策や再編の実施」をグループ戦略の基本方針としております。

当社グループのタクシー会社のうち、当社の完全子会社である近鉄タクシー株式会社、三重近鉄タクシー株式会社、名古屋近鉄タクシー株式会社、石川近鉄タクシー株式会社、岐阜近鉄タクシー株式会社及び愛媛近鉄タクシー株式会社（以下「近鉄タクシー外5社」といいます。）は、各地域においてタクシー事業を営み、近鉄ブランドのタクシー会社として地域に貢献してまいりました。

しかしながら、景気の低迷により法人・個人ともに需要が減少傾向にあるなかで、同業他社との厳しい競争にさらされており、一方で乗務員不足が慢性的に生じているなど、タクシー事業の収益力は年々低下しており、経営環境は一段と厳しいものになっております。

こうした状況のもと、当社では本新設分割により、各社の株式を当社に代わって直接所有し、統治体制を

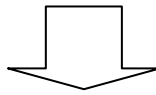
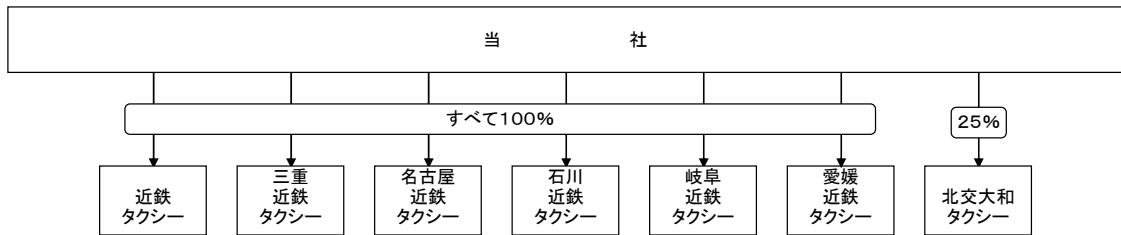
強化して一元的に管理する中間持株会社を設立することといたしました。

また、北交大和タクシーは福岡県北九州市においてタクシー事業を営む、当社グループの地域タクシー会社であります。中間持株会社の傘下で一体的に運営を行うことを目的として、北交大和タクシーを当社の完全子会社とする本株式交換を行った後、中間持株会社に北交大和タクシーの全株式を承継する本吸収分割を行うことといたしました。

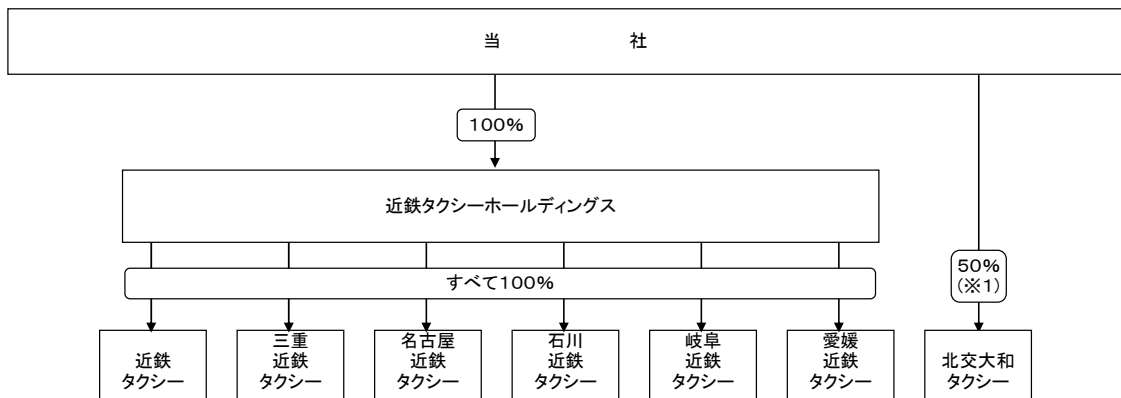
中間持株会社では、傘下にあるタクシー会社が情報共有を緊密にし連携を深めるとともに、経営の効率化を推進し、あわせて経営管理機能の強化を図ることで、タクシー事業全体の競争力強化を図ってまいります。

<近鉄タクシーホールディングスの統括体制（数値は持株比率）>

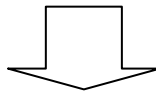
【現状】



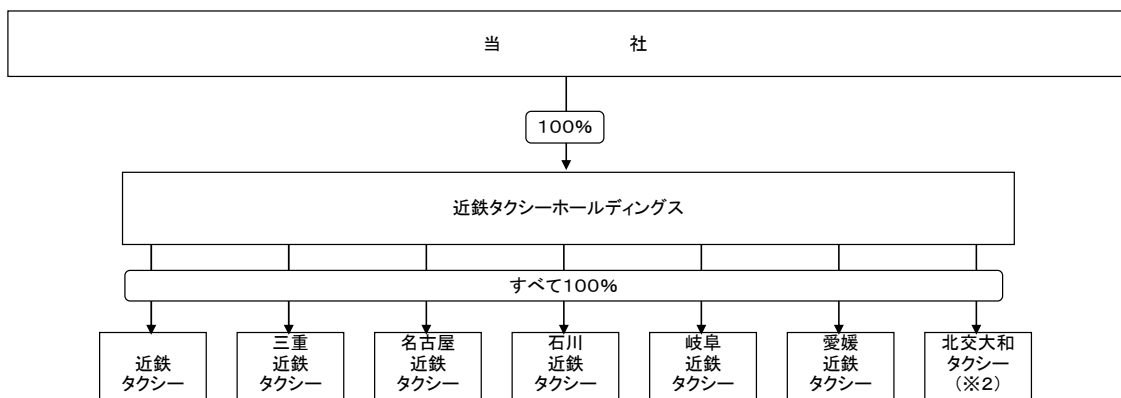
【中間持株会社設立時】



(※1) 近鉄タクシー外2社が所有する北交大和タクシー株式を当社が取得する予定



【本タクシー事業再編後】



(※2) 当社を完全親会社とし、北交大和タクシーを完全子会社とする株式交換を行った後、会社分割(吸収分割)により北交大和タクシー株式を近鉄タクシーホールディングスに承継する予定

2. 本タクシー事業再編の日程

平成25年2月25日	新設分割計画承認取締役会 株式交換決議取締役会（当社・北交大和タクシー） 吸収分割契約承認取締役会（当社） 株式交換契約締結（当社・北交大和タクシー）
平成25年4月25日（予定）	新設分割予定日（効力発生日） 中間持株会社設立登記日 吸収分割契約承認取締役会（中間持株会社） 吸収分割契約締結（当社・中間持株会社）
平成25年7月22日（予定）	株式交換契約承認株主総会（北交大和タクシー）
平成25年7月25日（予定）	株式交換効力発生日
平成25年7月30日（予定）	吸収分割契約承認株主総会（中間持株会社）
平成25年7月31日（予定）	吸収分割効力発生日

(注) 1. 本新設分割は、会社法第805条（簡易新設分割）の規定により、株主総会における新設分割計画の承認を得ることなく行います。

2. 本株式交換は、当社においては会社法第796条第3項（簡易株式交換）の規定により、株主総会における株式交換契約の承認を得ることなく行います。

3. 本吸収分割は、当社においては会社法第784条第3項（簡易吸収分割）の規定により、株主総会における吸収分割契約の承認を得ることなく行います。

4. 本株式交換の実施にあたり、会社法第797条に定める当社の株主からの株式買取請求に係る普通株式の数が、効力発生日の20日前から効力発生日の前日までの間の合計で2,500,000株を超えた場合には、本株式交換を中止いたします。

5. 当社が北交大和タクシーとの間で行う予定の本株式交換が中止された場合には、本吸収分割を中止いたします。

II. 本新設分割について

1. 本新設分割の目的

前記「I. 本タクシー事業再編について 1. 本タクシー事業再編の目的」をご参照下さい。

2. 本新設分割の要旨

(1) 本新設分割の日程

前記「I. 本タクシー事業再編について 2. 本タクシー事業再編の日程」をご参照下さい。

(2) 本新設分割の方式

当社を分割会社とし、中間持株会社を新設分割設立会社とする新設分割で、中間持株会社が分割に際して発行する普通株式2,000株のすべてを当社に割り当てる分社型（物的）分割です。

(3) 本新設分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権付社債を発行しておりますが、この取扱いについての変更はありません。

(4) 本新設分割により増減する資本金

本新設分割により当社の資本金の額に変更はありません。

(5) 新設分割設立会社が承継する権利義務

中間持株会社は、新設分割計画に基づき、本新設分割の効力発生日に近鉄タクシー外5社の統括事業に関する資産及びこれに関する権利義務を承継します。なお、中間持株会社が当社から承継する債務及び雇用契約はありません。

(6) 債務履行の見込み

中間持株会社が負担する債務はありません。

3. 本新設分割の当事会社の概要

	当 社 (分割会社)	中間持株会社 (新設分割設立会社)
(1) 名称	近畿日本鉄道株式会社	近鉄タクシーホールディングス株式会社
(2) 所在地	大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 小林 哲也	代表取締役社長 岡村 一郎
(4) 事業内容	鉄軌道事業、不動産業、流通業、 ホテル業ほか	当社グループタクシー会社の経営管理等
(5) 資本金	92,741 百万円	100 百万円
(6) 設立年月日	昭和 19 年 6 月 1 日	平成 25 年 4 月 25 日
(7) 発行済 株式数	1,711,120,616 株	2,000 株
(8) 決算期	3 月	3 月
(9) 大株主及び 持株比率	日本マスタートラスト信託銀行(信託 口) 3.9% 日本生命保険(相) 3.4% (株)三菱東京UFJ銀行 2.3% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) 2.2% SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店) 1.9%	近畿日本鉄道(株) 100.0%
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
決算期	平成 24 年 3 月期	
純資産	192,338 百万円(連結)	
総資産	1,839,572 百万円(連結)	
1 株当たり 純資産	105.87 円(連結)	
売上高	942,790 百万円(連結)	
営業利益	40,209 百万円(連結)	
経常利益	27,169 百万円(連結)	
当期純利益	8,666 百万円(連結)	
1 株当たり 当期純利益	5.09 円(連結)	

(注) 1. 当社については、平成 25 年 2 月 25 日現在のものです。ただし、(9) 大株主及び持株比率は平成 24 年 9 月 30 日現在のものです。

2. 中間持株会社については、平成 25 年 2 月 25 日現在未設立であり、設立日(効力発生日)における予定であります。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

近鉄タクシー外5社に関する経営管理を主な業務とする統括事業を分割いたします。

(2) 分割する部門の経営成績

収益事業は行っておりません。

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成 24 年 12 月 31 日現在）

資 産		負 債	
項 目	帳簿価額（百万円）	項 目	帳簿価額（百万円）
関係会社株式	7 1 1		—
計	7 1 1	計	—

(注) 負債はありません。

5. 本新設分割後の上場会社の状況

当社について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期については、上記「3. 本新設分割の当事会社の概要」に記載の内容から変更はございません。

6. 新設分割設立会社の状況

- (1) 名 称 近鉄タクシーホールディングス株式会社
- (2) 所 在 地 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 岡村 一郎
- (4) 事業内容 当社グループタクシー会社の経営管理等
- (5) 資 本 金 1 0 0 百万円
- (6) 決 算 期 3 月

(注) 新設分割設立会社（中間持株会社）については、平成 25 年 2 月 25 日現在未設立であり、設立日（効力発生日）における予定であります。

7. 今後の見通し

本新設分割による当社連結及び単体業績への影響はありません。

III. 本株式交換について

1. 本株式交換の目的

前記「I. 本タクシー事業再編について 1. 本タクシー事業再編の目的」をご参照下さい。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

前記「I. 本タクシー事業再編について 2. 本タクシー事業再編の日程」をご参照下さい。

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、北交大和タクシーを株式交換完全子会社とする株式交換です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会 社 名	近畿日本鉄道 (完全親会社)	北交大和タクシー (完全子会社)
株式交換比率	1	8. 6

(注) 1. 株式の割当比率

北交大和タクシーの普通株式1株に対して当社普通株式8. 6株を割当交付します。なお、株式交換に先立ち、当社は当社の完全子会社3社が保有する北交大和タクシーの普通株式をすべて取得する予定です。この結果、株式交換直前に当社が保有する北交大和タクシーの普通株式は300, 000株（持株比率50. 0%）となりますが、これら当社保有分につきましては、本株式交換による株式の割当ては行いません。

2. 株式交換により交付する株式数

本株式交換により割当交付する当社普通株式2, 580, 000株（平成24年9月30日現在における総議決権数の0. 15%）は、すべて当社が保有する自己株式を充当し、新株式は発行いたしません。

- (4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、第三者機関である朝日大阪税理士法人に株式交換比率の算定を依頼しました。朝日大阪税理士法人は、この依頼を受け、当社については上場会社であることを勘案して市場株価方式による評価を行い、一方、北交大和タクシーについては、非上場会社であるため純資産価額方式と類似業種比準方式の併用方式による評価を行い、これらの評価結果を総合的に勘案して株式交換比率案を算定し、その結果を当社に提出いたしました。

当社と北交大和タクシーとは、朝日大阪税理士法人から提出を受けた株式交換比率算定報告書を踏まえて交渉・協議を行った結果、上記の株式交換比率を内容とする株式交換契約の締結について、両社取締役会においてそれぞれ決議いたしました。

上記の株式交換比率は、朝日大阪税理士法人が算定した株式交換比率算定報告書の範囲内であります。

なお、朝日大阪税理士法人は、当社及び北交大和タクシーの関連当事者に該当しません。

4. 本株式交換の当事会社の概要

本株式交換の完全親会社である当社の概要については、前記「Ⅱ. 本新設分割について 3. 本新設分割の当事会社の概要」をご参照下さい。

	北交大和タクシー (完全子会社)
(1) 名称	北交大和タクシー株式会社
(2) 所在地	北九州市戸畑区天神1丁目1番24号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 末吉 利教
(4) 事業内容	一般乗用旅客自動車運送事業ほか
(5) 資本金	30 百万円
(6) 設立年月日	昭和 15 年 3 月 27 日
(7) 発行済株式数	600,000 株
(8) 決算期	12 月
(9) 大株主及び持株比率	近畿日本鉄道(株) 25.0% (株)箱根高原ホテル 25.0% (株)奥日光高原ホテル 25.0% 近鉄タクシー(株) 8.3% 三重近鉄タクシー(株) 8.3% 名古屋近鉄タクシー(株) 8.3%
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績	
決算期	平成 23 年 12 月期
純資産	2,006 百万円
総資産	2,771 百万円
1 株当たり純資産	3,344.13 円
売上高	549 百万円
営業利益	2 百万円
経常利益	39 百万円
当期純利益	29 百万円
1 株当たり当期純利益	49.22 円

(注) 上記は、平成 25 年 2 月 25 日現在のものです。

5. 本株式交換後の状況

株式交換完全親会社については、前記「Ⅱ. 本新設分割について 5. 本新設分割後の上場会社の状況」をご参照下さい。

6. 今後の見通し

本株式交換による当社連結及び単体業績への影響は軽微であります。

IV. 本吸収分割について

1. 本吸収分割の目的

前記「Ⅰ. 本タクシー事業再編について 1. 本タクシー事業再編の目的」をご参照下さい。

2. 本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の日程

前記「Ⅰ. 本タクシー事業再編について 2. 本タクシー事業再編の日程」をご参照下さい。

(2) 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、中間持株会社を承継会社とする吸収分割で、中間持株会社が分割に際して発行する普通株式3,500株のすべてを当社に割り当てる分社型（物的）分割です。

(3) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権付社債を発行しておりますが、この取扱いについての変更はありません。

(4) 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割により当社の資本金の額に変更はありません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

中間持株会社は、吸収分割契約に基づき、本吸収分割の効力発生日に北交大和タクシーの統括事業に関する資産及びこれに関する権利義務を承継します。なお、中間持株会社が当社から承継する債務及び雇用契約はありません。

(6) 債務履行の見込み

中間持株会社が負担する債務はありません。

3. 本吸収分割の当事会社の概要

本吸収分割の分割会社である当社及び承継会社である中間持株会社の概要については、前記「Ⅱ. 本新設分割について 3. 本新設分割の当事会社の概要」をご参照下さい。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

北交大和タクシーに関する経営管理を主な業務とする統括事業を分割いたします。

(2) 分割する部門の経営成績

収益事業は行っておりません。

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額

資 産		負 債	
項 目	帳簿価額（百万円）	項 目	帳簿価額（百万円）
関係会社株式	1,273		—
計	1,273	計	—

(注) 1. 負債はありません。

2. 分割する資産の金額については、現在当社が保有する北交大和タクシー普通株式の帳簿価額に、当社が完全子会社3社から取得する同社普通株式及び本株式交換により当社が取得する同社普通株式の平成24年12月31日現在の数値に基づき算定した取得見込額をそれぞれ加算した金額であり、効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定いたします。

5. 本吸収分割後の上場会社の状況

当社については、前記「Ⅱ. 本新設分割について 5. 本新設分割後の上場会社の状況」をご参照下さい。

6. 吸収分割承継会社の状況

吸収分割承継会社については、前記「Ⅱ. 本新設分割について 6. 新設分割設立会社の状況」をご参照下さい。

7. 今後の見通し

本吸収分割による当社連結及び単体業績への影響はありません。

以 上

(参考) 当期連結業績予想 (平成 25 年 2 月 8 日公表分) 及び前期連結実績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成 25 年 3 月期 (予想)	940,000	46,000	32,000	18,000
平成 24 年 3 月期 (実績)	942,790	40,209	27,169	8,666